

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

申込 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

給付金を受けとるためには **手続きが必要** です

以下の、①②のいずれかに当てはまる世帯の方は、お手続きをお願いします。

① 世帯全員の「令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯

- ・通知が届いたら、同封書類を確認し、「確認書」を町に返送してください。
- ・世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は、確認書に必要事項の記入と、添付書類が必要となる場合があります。



★確認事項

- ・記載された給付金振込口座に誤りがないこと
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し

「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

- ・申請が必要です。（申請時点で町に住民登録のある方）
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送、または担当窓口（役場1階③番窓口）にご提出ください。

【申請期間】9月30日（金）まで

申請書・詳細は、
役場窓口または
こちらから→



障害年金を受給されている方へ ～福祉制度のご案内～

申込 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障害年金を受給されている方※は、障害者手帳を持っていなくても、福祉制度を利用できる場合があります。お手元の年金証書等をご確認いただき、該当する方は窓口で申請してください。

※現在老齢年金等を受給されていて、障害年金を受給されていない方も、以前に障害年金の認定を受け受給していたことがある方は該当になる場合があります。

●対象となる福祉制度

制度	概要	要件
福祉医療費給付金	医療機関等に受診し、窓口でお支払いする自己負担分の一部を、町が助成します。	<ul style="list-style-type: none">・障害年金1級9、10、11号の方・障害年金1、2級の方（65歳以上） 【その他対象となる資格】 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1～3級、4級の一部・療育手帳A1～B1・精神障害者保健福祉手帳1、2級（通院のみ）★65歳以上の方は申請により入院分も対象になります。・特別児童扶養手当1級
重度心身障害者福祉年金	月2,500円を支給します。	<ul style="list-style-type: none">・障害年金1級9、10、11号の方 【その他対象となる資格】 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級 ・特別児童扶養手当受給者

●障がい者の福祉制度について詳しく知りたい方は

お問い合わせいただくか、「障がい者福祉ガイドブック《障害者福祉制度のご案内》」をご覧ください。

- ・住民福祉課 社会福祉係（役場1階③番窓口）
- ・町ホームページ（<https://www.town.fujimi.lg.jp/>）